

議案第 39 号

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 18 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するために設置しているあきる野市個人情報保護審議会の公平性や専門性の更なる向上を図るため、規定の整備をする必要がある。

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

あきる野市個人情報保護条例（平成 15 年あきる野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「委嘱又は任命する」を「委嘱する」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。